

別表第1（第5条関係）

住宅（鉄筋コンクリート造の住宅並びにコンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅を除く。）の不良度の測定基準

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点	判定	
1	構造一般の程度	(1)基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	50	
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
		(2)柱	構造耐力上主要な部分である柱の最小径が7.5cm未満のもの	20		
		(3)外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25		
		(4)床	主要な居室の床の高さが45cm未満のもの又は主要な居室の床がないもの	10		
		(5)天井	主要な居室の天井の高さが2.1m未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	10		
		(6)開口部	主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	10		
2	構造の腐朽又は破損の程度	(1)床	イ 根太落ちがあるもの	10	100	
			ロ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15		
		(2)基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25		
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数か所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50		
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
		(3)外壁又は界壁	イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により下地の露出しているもの	15		
			ロ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25		
		(4)屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15		

北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱

			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25		
			ハ 屋根が著しく変形したもの	50		
3	防火上又は避難上の構造の程度	(1)外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	50	
			ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20		
		(2)防火壁、界壁等	イ 防火上必要な防火壁、各戸の界壁小屋裏隔壁等が不備であるため防火上支障があるもの	10		
			ロ 防火上必要な防火壁、各戸の界壁小屋裏隔壁等が著しく不備であるため防火上危険があるもの	20		
		(3)屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10		
		(4)廊下、階段等	イ 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの	10		
ロ 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上危険があるもの	20					
4	電気設備	(1)主要な居室の電燈	主要な居室に電灯がないもの	20	30	
		(2)共用部分の電燈	共同住宅の共用部分に電灯がないもの	10		
5	給水設備	(1)水栓の位置	水栓又は井戸が戸内にないもの	10	30	
			(2)給水源	イ 井戸水を直接利用するもの		
		ロ 雨水等を直接利用するもの		30		
		(3)水栓の使用方法	イ 水栓を共用するもの	10		
ロ 水栓を10戸以上で共用するもの	20					
6	排水設備	(1)汚水	イ 汚水の排水末端が吸込みますであるもの	10	30	
			ロ 汚水の排水設備がないもの	20		
		(2)雨水	雨樋がないもの	10		
7	台所	(1)台所の有無	台所がないもの又は仮設のもの	30	30	
		(2)台所の設備	イ 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの	10		
			ロ 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの	20		
		(3)台所の使用方	イ 台所を共用するもの	10		
ロ 台所を10戸以上で共用するもの	20					

		法	の			
8	便所	(1)便所の有無	便所がないもの又は仮設のもの	30	30	
		(2)便所の位置	便所が戸内にないもの	10		
		(3)便槽の形式	イ 便槽が改良便槽であるもの	5		
			ロ 便槽が改良便槽以外のくみ取便槽であるもの	10		
		(4)便所の使用方法	イ 便所を共用するもの	10		
ロ 便所を10戸以上で共用するもの	20					
住宅の不良度判定評点の合計						
備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評定は、当該評定内容に応ずる各評定のうち最も高い評点とする。						

判定者 職氏名 印
 職氏名 印

別表第2（第5条関係）

鉄筋コンクリート造の住宅の不良度の測定基準

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高評価点	判定	
1	構造一般の程度	(1)基礎	基礎が建物の地盤の状況に対応して適切な構造でないもの	30	60	
		(2)柱及び耐力壁の配置	柱及び耐力壁の全体の配置が構造耐力上適当でないもの	15		
		(3)柱及び耐力壁の断面積	イ 一階の柱及び耐力壁の断面積から算出される強度指標Cが0.4以上0.6未満のもの	20		
			ロ 一階の柱及び耐力壁の断面積から算出される強度指標Cが0.4未満のもの	40		
		(4)外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適切な構造でないもの	25		
		(5)増築が行われた外壁又は屋根	増築が行われた外壁（屋外側に増築が行われたものに限る。）又は屋根が適切な構造でないもの	30		
		(6)床	イ 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが45cm未満のもの又は最下階の床以外の床が適当でないもの	10		
			ロ 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが45cm未満で最下階の床以外の床が適切な構造でないもの	20		
		(7)天井	主要な居室の天井の高さが2.1m未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	10		
		(8)開口部	主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	10		
2	構造の腐朽又は破損の程度	(1)床	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10	80	
			ロ たわみ又は変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15		
			ハ たわみ又は変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25		
		(2)基礎、柱、はり又	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小	15		

北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱

		は耐力壁	修理を要するもの		60			
			ロ 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20				
			ハ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出してさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40				
			ニ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80				
		(3)壁(耐力壁を除く。)	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10				
			ロ 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15				
			ハ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25				
		(4)外壁	イ 外壁の仕上材料に浮きがあり剥落の恐れのあるもの	15				
			ロ 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずる恐れのあるもの	25				
		(5)屋根	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10				
			ロ たわみ又は変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15				
			ハ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25				
		3	防火上又は避難上の構造の程度	(1)外壁、開口部等			イ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	15
							ロ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30
				(2)防火区画、界壁等			イ 防火上必要な防火区画、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が不備であるため防火上支障があるもの	15
ロ 防火上必要な防火区画、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30							

北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱

		(3)廊下、階段等	イ 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの	15		
			ロ 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上危険があるもの	30		
4	電気設備	(1)主要な居室の電燈	主要な居室に電灯がないもの	20	30	
		(2)共用部分の電燈	共同住宅の共用部分に電灯がないもの	10		
5	給水設備	(1)水栓の位置	水栓又は井戸が戸内にないもの	10	30	
		(2)給水源	イ 井戸水を直接利用するもの	15		
			ロ 雨水等を直接利用するもの	30		
		(3)水栓の使用方法	イ 水栓を共用するもの	10		
			ロ 水栓を10戸以上で共用するもの	20		
6	排水設備	(1)汚水	イ 汚水の排水末端が吸込みますであるもの	10	30	
			ロ 汚水の排水設備がないもの	20		
		(2)雨水	雨樋がないもの	10		
7	台所	(1)台所の有無	台所がないもの又は仮設のもの	30	30	
		(2)台所の設備	イ 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの	10		
			ロ 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの	20		
		(3)台所の使用方法	イ 台所を共用するもの	10		
			ロ 台所を10戸以上で共用するもの	20		
8	便所	(1)便所の有無	便所がないもの又は仮設のもの	30	30	
		(2)便所の位置	便所が戸内にないもの	10		
		(3)便槽の形式	イ 便槽が改良便槽であるもの	5		
			ロ 便槽が改良便槽以外のくみ取便槽であるもの	10		
		(4)便所の使用方法	イ 便所を共用するもの	10		
			ロ 便所を10戸以上で共用するもの	20		
住宅の不良度判定評点の合計						
備考						
1 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評定は、当該評定内容に応ずる各評定のうち最も高い評点とする。						
2 この表において、強度指標Cは、次の数値を表すものとする。						
$C = (0.3 \times A_w 1 + 0.2 \times A_w 2 + 0.1 \times A_w 3 + 0.07 \times A_c) \div 1200 \times \Sigma A_f \times$						

($F_c \div 20$)

A_{w1} = 1階の耐力壁の断面積の総和 (両側柱付) (単位: 平方ミリメートル)

A_{w2} = 1階の耐力壁の断面積の総和 (片側柱付) (単位: 平方ミリメートル)

A_{w3} = 1階の耐力壁の断面積の総和 (柱なし (壁式等の場合)) (単位: 平方ミリメートル)

A_c = 1階の独立柱の断面積の総和 (単位: 平方ミリメートル)

Σa_f = 2階以上の床面積の総和 (単位: 平方メートル)

F_c = コンクリート圧縮強度 (単位: 一平方ミリメートルにつきニュートン)

判定者	職氏名	印
	職氏名	印

別表第3（第5条関係）

コンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅の不良度の測定基準

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点	判定	
1	構造一般の程度	(1)基礎	イ 耐力壁の基礎がコンクリートブロック造であるもの	10	60	
			ロ 耐力壁の基礎が一体の鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造でないもの	15		
			ハ 基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30		
		(2)耐力壁の配置	イ 耐力壁の配置が構造耐力上適当でないもの又は耐力壁に囲まれた床の面積が60㎡を超える室があるもの	15		
			ロ 耐力壁の配置が構造耐力上適当でないもので耐力壁に囲まれた床の面積が60㎡を超える室があるもの	30		
		(3)耐力壁の構造	イ 耐力壁の各階の壁頂に臥梁がないもの、鉄筋、鉄骨若しくは鉄筋コンクリートによる補強がなく芋目地を含むもの又は耐力壁の厚さ及び長さが著しく不足するもの	10		
			ロ 耐力壁の各階の壁頂に臥梁がないもの、鉄筋、鉄骨若しくは鉄筋コンクリートによる補強がなく芋目地を含むもの又は耐力壁の厚さ及び長さが著しく不足するもののうち、二つの要件を満たすもの	20		
			ハ 耐力壁の各階の壁頂に臥梁がないもの、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによる補強がなく芋目地を含むものかつ耐力壁の厚さ及び長さが著しく不足するもの	40		
		(4)外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25		
		(5)増築が行われた外壁又は屋根	増築が行われた外壁（屋外側に増築が行われたものに限る。）又は屋根が適当な構造でないもの	30		
		(6)床	イ 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが45cm未満のもの又は最下階の床以外の床が適当な構造でないもの	10		

北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱

			ロ 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが45cm未満で最下階の床以外の床が適当な構造でないもの	20		
		(7)天井	主要な居室の天井の高さが2.1m未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	10		
		(8)開口部	主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	10		
2	構造の腐朽又は破損の程度	(1)床(ただし、床組が木造の場合にあつては別表第1の測定基準及び評価点を適用するものとする。)	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10	80	
			ロ たわみ又は変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15		
			ハ たわみ又は変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25		
		(2)基礎、柱、はり又は耐力壁	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15		
			ロ 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20		
			ハ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40		
			ニ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80		
		(3)壁(耐力壁を除く。)	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10		
			ロ 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15		
			ハ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25		
		(4)外壁	イ 外壁の仕上材料に浮きがあり剥落の恐れのあるもの	15		
			ロ 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずる恐れのあるもの	25		

北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱

		(5)屋根	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10		
			ロ たわみ又は変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15		
			ハ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25		
3	防火上又は避難上の構造の程度	(1)外壁、開口部等	イ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	15	60	
			ロ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30		
		(2)防火区画、界壁等	イ 防火上必要な防火区画、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が不備であるため防火上支障があるもの	15		
			ロ 防火上必要な防火区画、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30		
		(3)廊下、階段等	イ 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの	15		
			ロ 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上危険があるもの	30		
4	電気設備	(1)主要な居室の電燈	主要な居室に電燈がないもの	20	30	
		(2)共用部分の電燈	共同住宅の共用部分に電燈がないもの	10		
5	給水設備	(1)水栓の位置	水栓又は井戸が戸内にないもの	10	30	
		(2)給水源	イ 井戸水を直接利用するもの	15		
			ロ 雨水等を直接利用するもの	30		
		(3)水栓の使用方法	イ 水栓を共用するもの	10		
			ロ 水栓を10戸以上で共用するもの	20		
6	排水設備	(1)汚水	イ 汚水の排水末端が吸込みますであるもの	10	30	
			ロ 汚水の排水設備がないもの	20		
		(2)雨水	雨樋がないもの	10		
7	台所	(1)台所の有無	台所がないもの又は仮設のもの	30	30	
		(2)台所	イ 台所内に水栓がないもの又は流	10		

		の設備	しに排水接続がないもの			
			ロ 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの	20		
		(3)台所の使用方法	イ 台所を共用するもの	10		
			ロ 台所を10戸以上で共用するもの	20		
8	便所	(1)便所の有無	便所がないもの又は仮設のもの	30	30	
		(2)便所の位置	便所が戸内でないもの	10		
		(3)便槽の形式	イ 便槽が改良便槽であるもの	5		
			ロ 便槽が改良便槽以外のくみ取便槽であるもの	10		
		(4)便所の使用方法	イ 便所を共用するもの	10		
			ロ 便所を10戸以上で共用するもの	20		
住宅の不良度判定評点の合計						
備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評定は、当該評定内容に応ずる各評定のうち最も高い評点とする。						

判定者 職氏名 _____ 印 _____
 職氏名 _____ 印 _____

様式第1号（第5条関係）

平成 年 月 日

北広島町長様

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____
(連絡先電話番号 _____)

危険建物認定申請書

平成 年度北広島町空き家再生等推進事業を実施するに当たり危険建物の認定を受けたいので、北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 事業の内容

不良住宅の除却 _____ 戸

2 事業の場所

不良住宅の場所 _____ 広島県山県郡北広島町

3 不良住宅の構造

- ア. 住宅（鉄筋コンクリート造の住宅並びにコンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅を除く。）
- イ. 鉄筋コンクリート造の住宅
- ウ. コンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅

4 添付書類

- (1) 位置図（付近見取図）
- (2) 不良住宅の平面図
- (3) 不良住宅の現況写真
- (4) その他 (_____)

様式第2号の1（第5条関係）

平成 年 月 日
第 号

様

北広島町長

危険建物認定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度北広島町空き家再生等推進事業における危険建物の認定については、北広島町空き家再生等推進事業交付要綱第5条第2項の規定により認定したので通知します。

1 事業の内容

不良住宅の除却 戸

2 事業の場所

不良住宅の場所 広島県山県郡北広島町

様式第2号の2（第5条関係）

平成 年 月 日
第 号

様

北広島町長

危険建物不認定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度北広島町空き家再生等推進事業における危険建物の認定については、審査の結果、北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱第5条第3項に掲げる要件を満たしていないことから、当該認定を行うことはできませんでしたので、同条第2項の規定により、この旨を通知します。

1 事業の内容

不良住宅の除却 _____ 戸

2 事業の場所

不良住宅の場所 _____ 広島県山県郡北広島町

様式第3号（第5条関係）

平成 年 月 日

北 広 島 町 長 様

申出者 住 所

氏 名

印

危 険 建 物 認 定 申 請 取 下 げ 届

北広島町空き家再生等推進事業における危険建物認定申請については、次の理由により取り下げたいので、この旨を申し出ます。

1 事業の場所

不良住宅の場所 広島県山県郡北広島町

2 申請年月日 平成 年 月 日

3 取下げをしようとする具体的な理由

様式第4号（第6条関係）

平成 年 月 日

北広島町長様

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____
(連絡先電話番号 _____)

活用事業等申請書

平成 年度北広島町空き家再生等推進事業を実施するに当たり活用事業等の採択を受けたいので、北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称 _____

2 事業の場所 広島県山県郡北広島町

3 事業の目的及び内容（詳しくは、別記事業計画書のとおり）

4 工事等の期間 着手予定年月日 _____ 年 月 日
完了予定年月日 _____ 年 月 日
(又は取得予定年月日 _____ 年 月 日)

5 添付書類

- (1) 事業計画書 (2) 収支計画書 (3) 位置図(付近見取図)
(4) 空き家住宅又は空き建築物の平面図 (5) 空き家住宅又は空き建築物の現況写真
(6) 所有者を確認できる書類 (7) 建物所有者の同意書 (8) 土地所有者の同意書
(9) 空き家住宅又は空き建築物であることの確認書 (10) 確約書
(11) その他 (_____)

8 事業の目的・効果

(1) 事業の目的、必要性（事業を実施する理由や背景など）

(2) 事業の公益性（営利目的ではなく、不特定多数の住民の利益増進に寄与するものかなど）

(3) 事業効果（地域コミュニティの維持・活性化につながるか）

(4) 事業の実行性、継続性（人員体制、自主財源の確保の方法など）

(5) 事業の特徴（工夫をした点など）

(6) その他

4 地域の理解・協力

(地域住民への説明状況について、あてはまるものにチェックしてください。)

既に説明済で理解を得ている。

説明時期： 年 月 日)

説明方法：

今後説明する予定である。

説明時期： 年 月 日)

説明方法：

5 財源の確保の方法

(活動計画の確保の方法について、あてはまるものに全てチェックをしてください。)

会費（町内会費等）を徴収

企業、地元などからの寄付金、協賛金を得る

事業収入（参加者からの負担金等を徴収）

その他（)

6 事業担当者

(当該事業の内容等について問い合わせに対応できる方について記載してください。)

(1) 氏名

(2) 連絡先 住所 〒 _____ 北広島町 _____

TEL _____ 携帯電話 _____

FAX _____ メールアドレス _____

様式第5号（別記2）

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額 (円)	摘 要
町補助金		
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額 (円)	摘 要
計		

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

様式第6号の1（第6条関係、第9条関係）

（土地所有者提出用）

建 物 所 有 者 同 意 書

平成 年 月 日

補助対象事業の建物の存する土地の所有者

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

補助対象事業の建物の場所 _____

上記建物の所有者である私は、当該建物の存する土地の所有者である上記の者が、北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱第6条第1項又は第9条の規定に基づき当該建物を除却又は活用することに同意します。

なお、説明を受けた事項は、次のとおりです。

- (1) 補助対象事業の建物の現在の状況
- (2) 補助対象事業の内容
- (3) 工事の工法及び安全処置
- (4) 除却後の跡地の適正な管理について
- (5) 北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱

上記の説明を受けた日 平成 年 月 日

建物所有者の住所 _____

建物所有者の氏名 _____ 印 _____

建物所有者の連絡先 電話番号（自宅・勤務先・携帯） _____

（該当するものを○で囲む。） ※確認のため、連絡する場合があります。

【(注) 共有の場合は、疑義解決確約書（その4）（様式第7号）を併せて提出すること。】

様式第6号の2（第6条関係、第9条関係）

（建物所有者提出用）

土地所有者同意書

平成 年 月 日

補助対象事業の建物の所有者

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

補助対象事業の建物の場所 _____

上記建物の存する土地の所有者である私は、上記の当該建物所有者が、北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱第6条第1項又は第9条の規定に基づき、当該建物を除却又は活用することに同意します。

なお、説明を受けた事項は、次のとおりです。

- (1) 補助対象事業の建物の現在の状況
- (2) 補助対象事業の内容
- (3) 工事の工法及び安全処置
- (4) 除却後の跡地の適正な管理について
- (5) 北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱

上記の説明を受けた日 平成 年 月 日 _____

土地所有者の住所 _____

土地所有者の氏名 _____ 印 _____

土地所有者の連絡先

自宅・勤務先・携帯 電話番号（自宅・勤務先・携帯） _____

（該当するものを○で囲む。） ※確認のため、連絡する場合があります。

【(注) 共有の場合は、疑義解決確約書（その4）（様式第7号）を併せて提出すること。】

様式第7号（第6条関係）

平成 年 月 日

北 広 島 町 長 様

代表者 住 所
氏 名 印

空き家住宅又は空き建築物であることの確認書

つぎの空き家又は空き建築物については、1年以上当該建築物を居住その他に使用しておらず、北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱に基づく補助の対象となる空き家又は空き建築物であることを確認します。

1 空き家住宅又は空き建築物の所在地

2 空き家住宅又は空き建築物の所有者

3 備考

（申請者が空き家住宅又は空き建築物を購入等して所有者となっている場合は、元の所有者と申請者の空き家住宅又は空き建築物の取得原因を記載してください。）

4 添付書類

(1) 所有者の住民票 (2) その他 ()

様式第8号の1（第6条関係）

平成 年 月 日
第 号

様

北広島町長

活用事業等採択通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度北広島町空き家再生等推進事業における活用事業等については、北広島町空き家再生等推進事業交付要綱第6条第2項の規定により採択したので通知します。

- 1 事業の名称 _____
- 2 事業の場所 広島県山県郡北広島町
- 3 事業の目的及び内容
上記活用事業等申請書に記載のとおり

様式第8号の2（第6条関係）

平成 年 月 日
第 年 号

様

北広島町長

活用事業等不採択通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度北広島町空き家再生等推進事業における活用事業等については、北広島町空き家再生等推進事業交付要綱第6条第2項の規定により不採択したので通知します。

- 1 事業の名称 _____
- 2 事業の場所 広島県山県郡北広島町
- 3 事業の目的及び内容
上記活用事業等申請書に記載のとおり
- 4 不採択の理由

様式第9号（第6条関係）

平成 年 月 日

北 広 島 町 長 様

申出者 住 所

氏 名

印

活 用 事 業 等 申 請 取 下 げ 届

北広島町空き家再生等推進事業における活用事業等申請については、次の理由により取り下げたいので、この旨を申し出ます。

1 事業の名称 _____

2 事業の場所 広島県山県郡北広島町

3 申請年月日 平成 年 月 日

4 取下げをしようとする具体的な理由

北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱

様式第10号（第9条関係、第10条関係）

平成 年 月 日

北 広 島 町 長 様

申請者 住 所

氏 名

印

除 却 工 事 補 助 金 交 付 申 請 書

平成 年度北広島町空き家再生等推進事業を実施するため補助金の交付を受けたいので、北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱第9条又は第10条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 _____ 円
- 2 交付額の算出根拠 補助対象工事費 金 _____ 円 × 8 / 1 0
- 3 事業の場所 _____ 北広島町 _____
- 4 補助対象建築物の概要
 - (1) 建物の種別

ア	危険建物認定	(年	月	日	付け認定)
イ	空き家住宅	(年	月	日	付け事業採択)
ウ	空き家建物	(年	月	日	付け事業採択)
 - (2) 建物の構造 _____
 - (3) 延床面積 _____
- 5 事業実施予定期間
着工 平成 年 月 日 ~ 完了 平成 年 月 日
- 6 除却後の跡地利用計画

同意事項

- 除却工事に関し、国、県又は他の補助金を受けていません。
- 私及び世帯員が暴力団員等でないことを確約します。
- 上記及び交付申請に関し、関係部署に調査・照会することに同意します。

様式第11号（第10条関係、第11条関係）

平成 年 月 日

北 広 島 町 長 様

申請者 住 所
氏 名 印
(団体名又は代表者名)

誓 約 書

私は、北広島町空き家再生等推進事業への申請にあたり、次の事項について誓約します。

- 1 申請した内容に虚偽がないこと
- 2 補助金交付決定通知後に工事請負契約を締結し、申請した内容を遵守すること
- 3 交付決定を受けた条件で、10年間継続的に活用すること
- 4 空き家住宅又は空き建築物の管理状況及び活用状況等について、北広島町が求めた場合、必要な協力を行うこと

北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱

様式第12号（第11条関係）

平成 年 月 日

北 広 島 町 長 様

申請者 住 所

氏 名

印

活 用 事 業 補 助 金 交 付 申 請 書

平成 年度北広島町空き家再生等推進事業を実施するため補助金の交付を受けたいので、北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱第 11 条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 _____ 円
- 2 交付額の算出根拠 補助対象事業費 金 _____ 円（税抜き）× 2/3
- 3 事業の場所 北広島町
- 4 補助対象建築物の概要
 - (1) 建物の種別 ア 空き家住宅（ 年 月 日付け事業採択）
 イ 空き家建物（ 年 月 日付け事業採択）
 - (2) 建物の構造 _____
 - (3) 延床面積 _____
- 5 事業実施予定期間
着工 平成 年 月 日 ～ 完了 平成 年 月 日
- 6 活用事業計画

同意事項

- 除却工事に関し、国、県又は他の補助金を受けていません。
- 私及び世帯員が暴力団員等でないことを確約します。
- 上記及び交付申請に関し、関係部署に調査・照会することに同意します。

様式第13号（第13条関係）

平成 年 月 日
第 号

様

北広島町長

補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度北広島町空き家再生等推進事業の補助金の交付については、次の条件を付して決定したので通知します。

- 1 補助金の額 金 _____ 円
- 2 補助対象建築物の場所 _____
- 3 交付条件
 - (1) この補助金は、この事業に要する経費以外に使用することができない。
 - (2) 事業の内容等を変更し、又は事業を中止しようとするときは、速やかに変更承認申請書（様式第 15 号）を町長に提出しなければならない。
 - (3) 事業が完了したときは、速やかに関係書類を添えて事業完了報告書（様式第 17 号）を町長に提出しなければならない。
 - (4) 事業を実施するにあたり、土地又は建物等に関する権利関係者や工事に関係し近隣等との間に疑義が生じた場合、申請者が責任をもって解決すること。
 - (5) 除却後の跡地について、周囲に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
 - (6) 次のいずれかに該当するときは、町長は、交付決定を取り消し、若しくは交付金額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。
 - ア 北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱に違反したとき。
 - イ この交付条件に違反したとき。
 - ウ その他町長が不都合と認める行為があったとき。

様式第14号（第13条関係）

平成 年 月 日
第 号

様

北広島町長

補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度北広島町空き家再生等推進事業の補助金の交付については、次の理由により補助金を交付しないことを決定しましたので、北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により通知します。

1 理由

北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱

様式第15号（第15条関係）

平成 年 月 日

北 広 島 町 長 様

申請者 住 所

氏 名

印

変 更 等 承 認 申 請 書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知の
あった平成 年度北広島町空き家再生等推進事業については、次の理由により変更（休止、
中止、廃止）をしたいので、北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱第15条第1項
の規定により申請します。

1 交付申請額 _____ 千円
前回 交付決定額 _____ 千円
変更（増・減）額 _____ 千円

2 変更理由

3 変更（休止、中止、廃止）の内訳

※金額に変更がある場合は、内訳明細書のついた見積書を添付すること

様式第16号（第15条関係）

平成 年 月 日
第 号

様

北広島町長

変更等承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった交付対象事業の変更等の承認については、審査の結果、北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により、当該変更（休止、中止、廃止）を承認したので通知します。

1 交付番号 第 号

2 事業の場所

建物の場所 _____

3 変更（休止・中止・廃止）に係る交付決定の額

今回 交付決定額 _____ 千円

前回 交付決定額 _____ 千円

変更（増・減）額 _____ 千円

4 変更に係る交付決定の内容

平成 年 月 日付け変更（休止・中止・廃止）承認申請書記載のとおり

北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱

様式第 17 号（第 16 条関係）

平成 年 月 日

北 広 島 町 長 様

申請者 住 所
氏 名 印

事 業 完 了 報 告 書

平成 年 月 日付け (変)第 号で補助金交付決定(変更承認)の通知のあった平成 年度北広島町空き家再生等推進事業が完了したので、北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱第 16 条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

1 事業の場所及び成果

区 分	場 所	成 果
危険建物の除却 空き家住宅の除却 空き建築物の除却 空き家住宅の活用 空き建築物の活用		戸

2 事業費の精算

交付決定額 金 円 (うち交付対象経費の額 金 円)
事業精算額 金 円 (うち交付対象経費の額 金 円)

3 事業の実施期間

(着工)平成 年 月 日 ~ (完了)平成 年 月 日

4 関係書類

- (1) 工事前・工事中・工事完了写真
- (2) 補助対象事業に係る請負契約書の写し
- (3) 補助対象事業に係る請求書又は領収書の写し
- (4) 建設リサイクル法の届出対象工事の場合は、再資源化報告書の写し
- (5) 除却工事に係る廃棄物に関する処分証明書等の写し
- (6) その他

様式第18号（第17条関係）

平成 第 年 月 日

様

北広島町長

補助金交付確定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度北広島町空き家再生等推進事業の補助金の交付については、北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱第17条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

補助金交付決定額 金 _____ 円

補助金交付確定額 金 _____ 円

北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱

様式第19号（第18条関係）

平成 年 月 日

北 広 島 町 長 様

申請者 住 所

氏 名

印

請 求 書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付確定の通知のあつた平成 年度北広島町空き家再生等推進事業について、北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱第18条の規定により次のとおり、当該補助金の交付を請求します。

1 補助金請求額 金 _____ 円

2 振込先

次の口座への振り込みを依頼します。

金融機関名	
支店名	本店 ・ 支店 ・ 出張所
口座種別	1 普通 2 当座
口座番号	
口座名義人	(フリガナ)
	(漢 字)

様式第20号（第19条関係）

平成 年 月 日
第 号

様

北広島町長

補助金取消決定通知書

平成 年 月 日付け (変) 第 号で補助金交付決定(変更承認)の通知のあった平成 年度北広島町空き家再生等推進事業については、つぎの理由により取消しすることを決定しましたので、北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱第 19 条第 2 項の規定により通知します。

1 理 由

別紙 1

(その 1)

【相続登記がされていない建物又は土地について、複数の法定相続人がある場合】

平成 年 月 日

北 広 島 町 長 様

代表者 住 所

氏 名

印

確 約 書

平成 年度北広島町空き家再生等推進事業補助金の交付について、本件建物（土地）の登記簿上の名義人は死亡していますが、当該法定相続人の一人である私が、他の法定相続人からの同意を得た上で代表者となり、今回の補助金の交付申請及びそれに伴う金銭の受領等一切についての手続を行います。しかし、万が一、本事業に関わる事項について相続関係者からの疑義が生じた場合は、私が一切の責任をもって解決することを確約します。

1 事業の場所

建物の場所

2 建物（土地）の登記簿上の名義人

氏 名

死亡年月日

年

月

日

(添付) 相続関係図

(その2)

【相続登記されている建物又は土地が共有名義である場合】

平成 年 月 日

北 広 島 町 長 様

代表者 住 所

氏 名

印

疑 義 解 決 確 約 書

平成 年度北広島町空き家再生等推進事業補助金の交付について、本件建物（土地）の共有者の一人である私が、私以外の共有関係者からの同意を得た上で代表者となり、今回の補助金の交付申請及びそれに伴う金銭の受領等一切についての手続を行います。しかし、万が一、本事業に関わる事項について、共有関係者からの疑義が生じた場合は、私が一切の責任をもって解決することを確約します。

1 事業の場所

建物の場所 _____

2 共有者 （建物・土地）（※該当する方に○をしてください。）

氏 名 _____

氏 名 _____

氏 名 _____

(その3)

【未登記建物の所有者である場合】

平成 年 月 日

北 広 島 町 長 様

申出者 住 所

氏 名

印

確 約 書

平成 年度北広島町空き家再生等推進事業の補助金の交付について、本件未登記建物の所有者である私が、今回の補助金の交付申請及びそれに伴う金銭の受領等一切についての手続を行います。しかし、万が一、本事業に関わる事項について疑義が生じた場合は、私が責任をもって解決することを確約します。

事業の場所

建物の場所 _____

(その4)

【共有されている建物（土地）について、当該共有者の代表者が建物所有者同意書（土地所有者同意書）を提出する場合】

平成 年 月 日

北 広 島 町 長 様

代表者 住 所

氏 名

印

確 約 書

私は、申請者が北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱第9条第1項又は第10条第1項の規定により当該補助金の交付申請を行うに当たり、当該建物（当該建物の存する土地）の所有者として建物所有者同意書（土地所有者同意書）を提出しますが、当該建物（土地）は、私が単独で所有しているものではないことから、当該他の共有者全員の同意を得た上で、私が代表者となり、提出するものです。

そのため、万が一、本件同意に関わる事項について共有関係者からの疑義が生じた場合は、私が一切の責任をもって解決することを確約します。

記

1 事業の場所

建物の場所 _____

2 本件補助金交付申請者

住 所 _____

氏 名 _____

別紙 2

委 任 状

私は、北広島町空き家再生等推進事業補助金交付要綱第 5 条第 2 項、第 9 条第 2 項又は第 8 条第 2 項において準用される第 5 条第 2 項の規定により、次の者を受任者と定め、次の建物の除却工事について、北広島町空き家再生等推進事業に係る申請、届出その他の事務に係る手続を委任します。

建物の場所 _____

受任者の住所 _____

受任者の氏名 _____ 印

連絡先

自宅・勤務先・携帯 電話番号 _____

(該当するものを○で囲む。)

受任者と委任者（申請者）の関係 _____

平成 年 月 日

委任者（申請者）の住所 _____

委任者（申請者）の氏名 _____ 印